

令和7年度第2回浦安市自立支援協議会 議事録

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和8年3月26日(木) 9:30~11:30

2. 開催場所 東野パティオ2F 第1・2会議室(オンラインと併用)

3. 出席団体名

淑徳大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、和洋女子大学、浦安市視覚障害者の会ト
パズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、社会福祉法人なゆた、順天堂大学医学部附属浦安病院、
医療法人社団城東桐和会タムス浦安病院、株式会社舞浜コーポレーション、浦安市社会福祉協議会、中核地
域生活支援センターくらっち、千葉県立市川特別支援学校、市川保健所(市川健康福祉センター)、福祉部、
こども発達センター、教育センター、株式会社ウェリオsocial works

4. 議題

- (1) テーマ別部会活動報告
- (2) 地域生活支援拠点事業及び委託相談会議活動報告
- (3) 日中サービス支援型グループホームの報告について
- (4) (仮称)美浜北こども発達ステーション整備事業について
- (5) 障がい福祉に関するアンケート調査報告について

5. 資料

議題1 資料1	テーマ別部会活動報告(障がいのある人と防災)
議題1 資料2	テーマ別部会活動報告(教育と福祉の連携)
議題2 資料1	地域生活支援拠点事業報告
議題2 資料2	委託相談会議活動報告事業報告
議題3	日中サービス支援型グループホームの報告について
議題4	(仮称)美浜北こども発達ステーション整備事業について

6. 議事

（1）－1 テーマ別部会活動報告（障がいのある人と防災）

基幹相談支援センターから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：一言聞きたいのですが、この防災危機管理、続いて委員会ということですが、私共は参加しておりません。なぜ参加していないかということをお伝えれば、まず場所はどこでやっていたのですか。それと我々視覚障がい者に対しては、市の方の避難経路も整備されておりましたが、避難をする場合に点字ブロックなどを伝いながら行きたいと思うのですが、僕の住んでいる周りにはそういう場所は全然ありません。逃げる場所を明記しているところが全然ありません。そういうことを踏まえて、どのような判断をされましたか。

会長：基幹相談支援センターからお話し頂こうと思いますが、部会の構成のところを最初に少しお話し頂いて、議論の中で視覚障がいのある方に対する支援あるいは配慮がなにかあったか、このあたりお話し頂ければと思います。もし今後の課題だということであれば、またこの先ということになるかと思えます。

基幹相談支援センター：委員の構成についてですが、視覚障がいのある方にも事前に部会の方の参加についてはお声がけをさせていただきましたが、今回参加が難しいということで、メンバーとしては入っていない状況になっております。開催場所については、まちづくり活動プラザの基幹相談支援センターの会議室で開催させていただきました。場所としては市の建物になりますので、それらを踏まえて皆様がおこしやすいような場所ということで選定をさせていただいておりました。視覚障がい者の方が委員の中に入っていないということもご意見としてありましたので、それらも踏まえて今後、視覚障がい者の方からの意見聴取も必要ではないか、ということで部会の委員からは意見をいただいております。

事務局：委員の選定については、先ほど基幹相談支援センターから申し上げた通りでありますけれども、浦安市視覚障がい者の会トパーズクラブ様のご参加について、浦安市視覚障がい者の会の会長の立場に立って改めて考えた時に、例えばいらっしゃるときにヘルパーさんの手配の必要性であるとか、スケジュールの日程であるとか、参加者の方が例えば公共交通機関を使って、参加しやすい場所は今回選んだ場所ではなくて、市役所の方が良かったかも知れない。そういった、少し振り返ってみると課題であったこと、課題等としてとらえられるかなというふうに思っております。次回以降はそのあたりも、もう少し精査をした上で、ご案内ができればと思っております。それから、点字ブロック等につきましては、道路の部署にも、自立支援協議会からご意見があったことは伝えていきたいと思っております。以上です。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：事情はよくわかるのですが、我々の始まりが探すにあたって道路課と市のプランがどうなのかということ、逃げ道が全然わからないということがあるのと、そういうことが合理的配慮としてなされているかどうかということが、不思議です。クエスチョンで見えていますからね。常に。だから今回の会場についても、まちづくり活動プラザというそのものが、我々、視覚障がい者にとってはあんまり耳慣れないところなものですから、最初にお断りしたのですよね。だから参加できないということは、ヘルパーと時間の調整等をやらなきゃいけないのでね。そういうことを含めて難しいということでお断りしたという経緯があります。それはわかっておりますが、今後の課題としては視覚障がい者に関しては、初めに動くということではできないと言うことだけは、まず始まりますので、今後ともそういう配慮をよろしくお願いします。

会長：浦安市視覚障がい者の会トパーズクラブ様ありがとうございます。ぜひご検討くださいますようお願いいたします。他に皆様からご質問、ご意見ございますでしょうか。

社会福祉法人佑啓会：使われている用語の定義というか確認なのですが、民間の福祉避難所という言葉がたくさん出てくる。逆に民間じゃない福祉避難所っていうのはあるっていう認識なのかどうかって言うところをお聞かせ願いたい。

事務局：ご質問ありがとうございます。民間の福祉避難所と言いますのは、市と協定を締結している福祉事業所の方たちを言います。ですので障がいの場合は通所の事業所が主で、高齢者の場合には特養等の入所施設が主になります。市の福祉避難所と言うのは、指定管理施設及び、公民館、主に公民館等が、市の福祉避難所となる可能性が高いところになっております。以上です。

中核地域生活支援センターくらっち：福祉サービスを利用していない障がいのある方への支援ということで、非常に重要な視点だなというふうに感じました。実際どれくらいの方がいらっしゃるのかなんですけど、統計で見ると、浦安市内の障がい者手帳をお持ちの方の人数が5,000人くらい、精神の方は手帳はあって、その通院の自立支援医療受給者証だけの方も含めると5,800人くらいの方がいて、その中で障がい福祉サービスを利用するための受給者証が交付されている方って、私の認識が間違っていたら教えてほしいんですけど1,800人くらいなのかなと思うと4,000人くらいの方が、何らかの障がいがあるけどサービスは使っていない方なのではないのかなっていうふうに認識しているのですが、となると、そちらの方がマジョリティなのだっていうふうにちょっと私も思っていて、関心を寄せております。私のこの数字の把握があっているかどうかということを確認したいのと、その中で支援が必要な方がどれくらい災害の時にいらっしゃるかっていうのは、様々だとは思いますが、ぜひ今後検討して頂ければありがたいです。これは意見です。

会長：今この提言、部会報告の中でも、具体的な内容の2点目ということで、サービスを利用していない障がいのある方という、こういった部分が出てくるわけですが、実際今のお話ですと、およそ1,800人のサービスを利用している人が受給者証を持つ人と言う部分と、そうでない方が実はその倍ぐらいいるのではないかという、サービスを利用していない、結び付いていないという言い方もできるのかも知れませんが、この方々もいつでもサポートが必要だというふうに思っています。まず数字としてこのあたりのところ大丈夫かというところの認識はいかがでしょうか。事務局お願いいたします。

事務局：今手元に、細かいサービス、手帳取得者とサービス受給者の資料が手元にないので、明確な答えはできないのですが、今中核地域生活支援センターくらし様がおっしゃったように、サービスを受けてない方のほうが多いと言っているいいかも自信がないのですが、かなり多くの方がサービスを受けてない方っていうのはいらっしゃると思います。その一方で、個別避難計画の策定の対象の方というのは、まず条例で定められている方が、視覚障がいのある方の1・2級、それから四肢・体幹下肢運動機能の障がいのある方の1・2級の方ということになっていまして、それぞれ対象が視覚障がい1・2級の方が127名、それからそれ以外の運動機能障がい等の1・2級の方が213名ということになっています。特に、視覚障がいの方は、サービス利用されていても通所というよりは、居宅介護で、もちろん就労されている方もいらっしゃるでしょうし、何か介護等利用されている方っていうのは、いらっしゃると思いますので、そういった意味では、このあたりはサービスを利用していない方、サービスを利用している方も、要は先ほど提言のあった自分のところが福祉避難所になるっていうのは、それは通所サービス事業所を想定されてると思いますので、サービスを利用している方も、サービスを利用していない方と同じような考えで、計画をしないといけないのではないかな、というふうに思っております。以上です。

会長：数と言うのは正確なものをまたお知らせいただければと思いますが、基本的な考え方ということで、ご説明頂きました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。次に社会福祉法人千楽様よろしく願います。

社会福祉法人千楽：東野パティオ4階に事業所がございまして、ちょうど3月、先週ですねパティオ全体での避難訓練を行いまして、これ年1回なのですけれども、今回は浦安市視覚障がい者の会トパズクラブさんのほうから積極的なご参加がありまして、私どもも気づきを頂いたところではあります。というのも、東野パティオ、私たち福祉事業所としては利用者さんをまず考えさせていただいて、その方たちの支援とか、通所時ではない時に有事が起きた時っていうことを考えるのですけれども、建物全体で考えた時に、市民の方がたくさんいらっしゃっている建物であるということ、今回再認識させていただきました。そして年度初めに、4事業所が集まって顔合わせ、障がい事業課さんにも来て頂いての顔合わせがございまして、そういった機会に、この防災について、おそらくここが予定になる可能性があるということをお互いに共有できるといいなと思いました。そして建物のどの事業者様かわかりませんが、建物の中にコンセントが何個かあるのですけれども、丸印と四角印の番号がございまして、そこに非常電源が使えるコンセン

トがあるのですが、白地に黒で丸と四角になっているので、有事にはそれはたぶん、判別できないと思うのです、私たち職員も。ですのでソーシャルサポートセンターとしては非常電源の方には赤く印を付けさせていただいて、今は対応しているのですけれども、調べるとコンセント自体に赤い仕掛けができるようなコンセントもありますので、そういったこともそういった訓練を機会に、少しずつバージョンアップして行って、いざという時に備えていけるといいかなと思っております。

会長：実例を交えて、非常に重要なご指摘もあったと思います。福祉避難所となっているけれども、ただそこには支援を要する方々、市民、一般の方々も当然やってくる中で、こういった形で福祉避難所としての機能を他も続けられるだろうかという、このあたりも言葉の中から浮かびあがってきたことだというふうに思っております。

舞浜コーポレーション：私の理解もないので少し確認をさせていただきたいのですが、舞浜コーポレーションは場所が舞浜ですので、基本的にはお客様があるものの、障がいのある従業員については最優先で安全第一に、まず保護をするということで行動しておりますが、一方で舞浜、浦安に住んでいる者がそんなにたくさんいないのですけれども、ここの障がいを持っている当事者の方は、浦安市の場合はどこに自分が避難するかが難しい。家の避難が難しい場合は、ここに避難するのだよということを理解しているということで、まずよろしいかどうかと。それを理解していないとすると、我々の在勤時に発災した場合に、その個人の方と我々と、あとこれで言うと避難所など、市の皆様とどういう連携をとっていけば、無事に避難すべき場所であるとか、自宅にお帰しできる形に出来るのかなと、これはご質問でもお伺いしたいというところ。あとは当然、事業が続いている場合は避難所から通勤ということをしてもらわなければいけないので、このあたりの連携というか、事前の調整をどのようにしていけばいいか、私どもの視点で大変恐縮なのですが、浦安に他の企業もあろうかと思っておりますので、そのあたりを教えて頂ければと思います。

会長：大変重要なご指摘をいただきまして、まず1点目がそもそも市民の方、障がいのある市民の方々は、自分がどこに避難するべきかということ、そういった情報、あるいは理解度が進んでいるか。そして2点目、障がい者雇用の場の中で、発災した場合、どの様な形の行政との連携も含めて取りうるものがあるか、ということでした。事務局よりお願いいたします。

事務局：まず、個々の方が、自分が避難する場所がわかっているかということですが、個別避難計画を作る際に、避難所を書いている方はそこを福祉避難所として、ちょっとこれは課題なのですが、今、個別避難計画に一部の人は福祉避難所で書けるようになっているのですが、先ほど提言があった通り、自分の事業所のところがいいのではないかといいところもあるので、そこは課題ではあるのですが、原則としては、法改正でダイレクト避難と言って、いきなり福祉避難所に行く事が可能にはなっているのですが、まだ市としてはそこで舵を切らなくて決めてはいるわけではなくて、あくまでも一般の避難所に、まずは行って頂くということが大原則になります。ですのでそれぞれのご家庭で、自分のお住まいの地区の一般

の避難所の場所を確認しておいていただきたいのと、その理解度がどこまで進んでいるかと言われると今お答えできないのですが、ぜひ舞浜コーポレーション様の雇用されている方々については、自分たちの指定の避難所、地域の避難所がどこなのかと言うことをぜひ確認して頂いて、会社様の方で出来れば把握をして、ここだよというところをお伝えいただくと非常に助かるなど。以上です。

会長：なかなかここまで申し上げて良いのかわかりませんが、障がい者雇用における合理的配慮義務の中に、実際災害が生じた場合に、どういったことを企業としてお力添えを頂けるかというあたりは、ご相談しながらかなと思っています。企業はそのものが、様態の存続のための意識も含めてであろうかと思いますが、その中に社員の安全というのは当然入っているわけで、その中で、より具体的な配慮という部分のところでどれくらい、行政あるいは福祉のところと力を合わせていけるかという、これはこれから協議していく必要があるのかなと思います、とても大事な課題をご提議いただきました。

舞浜コーポレーション：日頃からご協力頂いていますので、我々も働くだけじゃなくて、生活基盤の支援ということも重要なテーマで、企業として考えているので、取り組みについて、今頂いたアドバイスというか、全員が把握しているのか、どこに避難していくのか、どういう経路で避難していくのか、もちろん我々の社内にも一定期間いるということも重要なことではありますので、そのあたりも含め、会社の中で協議させていただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。

タムス浦安病院：私は3.11東日本大震災の時に、東日本の病院の方に行かせていただいたときに、やっぱり障がい者の支援ということに非常に重点をおいておりました、災害医療も今私も学んでいるところです。やはり障がい者の方はなかなか避難所に行くことができて、おうちに居たりとか車の中にいるっていうのが多かったって言っていました。本当にきつくなってから、病院の方に行く、もう本当に非常につらいような現状でということで、今、DMATってすぐ行くと思うのですが、精神科領域の先生たちのサポートチームが熊本地震から入るようになったんですね。そういったところで、浦安市の医師会も含めてどのような連携、合理的配慮含めてなされているのか、もし知りえる情報だけで結構なので、ご教授いただけたらと思っています。

会長：障がいのある方の災害時の支援の中で、当然医療のメンバーの連鎖ですね、これが欠けてはならぬというところではありますが、DMATも含めて、このあたり市の方で何か把握していることがあればということで、事務局の方からお願いいたします。

事務局：DMATも含めて災害時の医療チームの派遣につきましては、当然、浦安市の方でも受け入れる体制でなっておりますので、大変縦割りで申し訳ないのですが、健康こども部が所管しております、おそら

く健康増進課だったと思いますが、災害時の医療チームの要請であるとか、中には精神障がいのある方で、あと症状の悪化とかっていう方もいらっしゃるという際には、ぜひ精神科の医療チームの方に関わっていただけるということは、出来たらいいなというふうには思っています。答えが中途半端で申し訳ございません。以上です。

会長：詳細なところはまた関係課と連携して、情報提供いただければというふうに思いますのでお願いいたします。おおよそ宜しいでしょうか。それでは次に佐啓会様お願いいたします。

社会福祉法人佐啓会：先ほどの言葉の定義を教えて頂いたところで、改めて、公設の福祉避難所と民設の福祉避難所の役割は同じということですか。よく指定管理施設が公設福祉避難所だけど、結局そこを利用できるのはそのサービスを利用している方という意味合いであれば、公設だろうが民設だろうが福祉避難所っていうのは変わらないという認識。ただ設置する側の民間か公設かというだけの言葉の違いという認識なのか、公設だから、福祉サービスを利用している方以外でも使えるという意味での公設の福祉避難所なのか、そうなのかという違いがあれば教えてほしいです。

会長：利用者目線でいえば、そんなの誰が設置しようが誰が運営しようが関係ないわけでありましてけど、とはいえ公設施設の役割ということが、より高いものがあるのかな。事務局お願いいたします。

事務局：非常にいい質問だと思いました。まず先ほどちょっと提言もあったので、その提言の感想も含めて申し上げたいと思うのですが、先ほど提言の中で、自分のところの事業所の通所利用者の方が、福祉避難所、民間の福祉避難所として受け入れるほうが実効性があるということで、民間の福祉避難所の方々とか、部会の方々からそういう風に声を上げていただいたのは、非常に心強いというふうに思っています。一方で、そうは言ってもその災害の内容や被害度によって、そもそも事業所が運営できないとか、従業員の方も被災者になっているとかということもございますので、そういうそういったその自分の事業所も含め、そうもいかない場合もありますし、あと先ほど申し上げたように、サービスを利用していない方というのもしらっしゃいますので、基本的にはその民間の福祉避難所を開設することになった場合は、そこに通っていた方が行く事になり、もうそれ以外そこに行けない方だとか、そもそもサービスを利用していないという方がいらっしゃって、福祉避難所を開設する必要がでた場合には、公設の避難所を開設するということを当然決定することになると思います。いずれにしても被害状況を見て、今どこに、個別避難計画を見ながら、避難されている方がいて、こういう状況なのでどこに行く、どういう避難所を作るかということ、災害対策本部で最終決定させてもらうという形になります。それまでの間は、我々福祉部の職員等が、各事業所様の被害状況を把握したり、避難者の状況を把握して、どこに福祉避難所を設置するか、ということを検討する。最終的には、福祉避難所の決定というのは市で行うということになります。

会長：さらなる整理が必要だなと私は思いました。ありがとうございました。

(1) - 2 テーマ別部会活動報告（教育と福祉の連携）

基幹相談支援センターから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

こども発達センター：ご説明ありがとうございます。本日の議題、のち程4番目に、仮称美浜北こども発達ステーションというところでもまた改めてご説明があるかと思うのですが、今後のこの美浜北こども発達ステーションの整備に向けてですね、教育と福祉の連携ということに関して、議論の場として活用できるのかなというふうに考えました。というのは、今後この美浜北こども発達ステーションというのは、未就学のお子さんを対象にはしているのですが、就学支援に特化した形の新たな施策として市が整備することになっておりまして、そこに関連してこの教育と福祉の連携というところの議論が、実践の場として、なりうる可能性が大きいのかなというふうに考えてございます。先ほどご説明にあった通り、継続審議ということもございましたので、中長期的な視点で、ここで議論1つできるのかなというふうに感想をもちました。以上です。

会長：大変心強いところかと思えます。教育と福祉の連携、もう本当にずっと長く言われていることですが、これが実際にどう動いていくのか、その1つの場として、また新たに整備されていくセンターの方に期待したいというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。部会の報告につきましては、以上とさせていただきたいと思えます。

(2) - 1 地域生活支援拠点事業報告

(2) - 2 委託相談会議活動報告事業報告

基幹相談支援センターから説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

中核地域生活支援センターくらっち：私ども千葉県の委託事業で、包括的相談支援窓口として分野を問わずご相談を受けております。ですので多くの場合、障がいのある方や障がいのある方を含む世帯のご相談を受ける事もありまして、委託相談の方たちとは基幹相談支援センターも含めて連携をさせていただいております。ご相談者様から寄せられる声の中で、我々が普段感じていることをご報告したいと思っておりますが、障がいのある方のご本人の支援については相談できる場所がいっぱいあるようだけれども、世帯丸ごと等の支援ということになると、どこに相談すればいいのですかという声を複数頂いて、先ほどのご報告にあった困難事例について検討を今後進めながら、計画相談支援事業者と委託相談事業所の連携強化とか役割分担とか、相談体制の検討をしていくというところが、すごくありがたいし、今後そこは皆様で協議していくのだなというふうに感じました。我々も、もし可能であればできることは協力しながら、一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長：中核地域生活支援センターくらっち様、大変心強い発言ありがとうございました。本人支援という言い方をしますが、本人だけの問題ではなく、家族世帯含めて、その地域の課題も見えてきたなということを考えますと、どこか単独の機関だけが対応するというのはもう難しいわけでございます。そういう意味でくらっち様のような中核のセンターが分野を横断して様々な機関で、どこの機関が最初にその問題を発見したとしても、ちゃんと繋がっていけるところを、浦安市全体でどう実現していくのかということ、ぜひ会議などで議論いただければというふうに思います。何よりとてもありがたいのは、その事例から出てくるというのは、おそらく、ただ頭の中だけで連携を考えるのではなくて、具体的なこの事例から、どうなのだろうかということを考えていただいているので、ぜひともおすすめいただきたいと思います。中核地域生活支援センターくらっち様ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。

社会福祉法人千楽：地域生活支援拠点運営会議の報告の中で、地域移行②のところ入所施設、精神科病院等からの地域生活へ移行ニーズというものを、どう定期的に把握していくかということですが、ここにつきましては自戒の念をこめての発言ですけれども、ソーシャルサポートセンターでは実際に動きはございまして、そこは発信できていなかったなということと、今後どのようにこの連携を取っていったということが課題になるかなと思っております。今年度につきましては、名前を出ささせていただきますけれども、株式会社ウエリオsocial works様が浦安市内で事業所を開設していただきまして、精神科病院の方、あと今退院したいっていうお電話を患者様がして、受け止めて促進していくというオペレーションもできて、病院の方には電話の横に、ここに電話できますよという表記もされているという、地域移行がスムーズに行くような形で動きが始まっています。おかげさまで株式会社ウエリオsocial works様はまず、体験を受け入れて下さるので、退院したいって思った精神障がいをお持ちの方が、一度体験をしてみることができました。そうするとやっぱり気持ちをご本人もやれるという自信につながって、空き状況にもよるのですけれども、そのまま退院が促進されて、中・長期入院の方が地域に戻られるという事例が始まっております。けれども社会資源不足というのは今後も課題となっていくと思いますので、そこで地域生活支援拠点との連携で、ご本人が体験をして、ご本人の気持ちを基本に地域の課題、社会資源の開発、浦安が住みやすい、どなたにとっても住みやすい街になっていくような、まちづくりに発展していくことが一番かなと思っております。もちろんソーシャルサポートセンターとしても重きをおいていきたいと思っております。

会長：この地域移行のところでそれを具体的にどう進めていくのかという、事例も含めてご案内いただきました。本当にこの拠点がどういうふうな形で、浦安の場合には点ではなく面で整備をしていくということですので、市をあげて入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行というものを、支えられるかということ、を本当にとらえているというふうに思いました。他に皆様からいかがでしょうか。

浦安市視覚障がい者の会トパーズクラブ：今聞きたいと思っていたのは、グループホームのことなのですが、我々視覚障がい者に関してのグループホームっていうのは頭にもなかったことなのですが、独居生活、一

人住まいが多くなっていますのでそういうことと、それと移動支援は我々の生活の根拠になるものなので、同行支援じゃなくて移動支援があるために生活ができておりますので、そういうことも含めて継続審議ということになっておられるので安心してはいますが、今のいわゆるグループホームのことにに関して、我々も参加できるのかも確認をしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

会長：移動支援の方は今、別の場での審議が続いているということでございましたので、主に視覚障がいの方のグループホームについて、事務局よりお話しいただければと思います。

事務局：今現在、浦安市で視覚障がいの方に特化したグループホームというのはございません。各グループホームの運営事業者様は、それぞれの方針というか、その施設の特色に応じてこういった方を受け入れる、障がいの種別で、知的障がいの方とか、精神障がいの方と言うところはあるのですが、特にそういう障がいの種別がないようなグループホームに、直近のニーズがあった場合には、グループホームにご相談いただくということは可能なのかなと思っておりますけど、現時点で視覚障がいの方はグループホームに入れないということがあるわけではないという、以上です。

(3) 日中サービス支援型グループホームの報告について

事務局から説明を行い、その後、令和7年度に新設された事業所より資料（報告・評価シート）に沿って今年度の事業報告を行った。各意見は以下の通り。

会長：グループホームの利用者の方のご年齢はいかがかということと、開所してまだ間もないわけですが、この間、退所された方がいらっしゃれば、理由なども差し支えない限りで教えて下さい。あと20分の13というグループホーム部分でございますが、今後の利用者の充足ですとか、あるいはふさわしい方の入居にあたっての取り組みなどがありましたらお聞かせください。

株式会社ウェリオsocial works：年齢ですが、下は18歳から入られています。上は64歳です。介護保険のぎりぎりのところでしょうか。退所者は今のところ1名です。というのは、別のご病気になったことにより入院をされ、そのままもう年齢がちょっといっていたので介護保険の方に切り替えという流れになりました。

浦安市視覚障がい者の会トパーズクラブ：機会があったら、我々視覚障がい者の会に話に来てもらえますか。

株式会社ウェリオsocial works：ぜひ学びたいことがまだまだたくさんありますので、よろしくお願いいたします。

会長：次に浦安市聴覚障がい者協会様よりお手が挙がりましたので、お願いいたします。

浦安市聴覚障がい者協会：皆様いつもご協力ありがとうございます。先ほど株式会社ウェリオsocial works様のお話を初めて伺いました。今、ろうの重複の障がい者という方が千葉県のところではグループホームというのを立ち上げて生活しております。定員も、もういっぱいという形で新しく入所が難しい状況です。浦安市の中は、盲・ろう者が何人か、私も存じ上げている中で1人、2人ぐらいは立ち上げています。もしかしたら株式会社ウェリオsocial works様に盲・ろうの方が1人いらっしゃるということを伺いまして、もしかしたらその方なのかなと思い、びっくりしました。それはもうとても大変大切なことだと思います。盲・ろうの重複障がい者もグループホームに受け入れをしていただけるようなことができれば、私はとても幸せなことだと思っています。今後そういうことのお話し合いもぜひさせていただきたいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

株式会社ウェリオsocial works：ありがとうございます。私共もまだ7月から走り続けてきました。今まで視・聴覚に障がいをお持ちの方と関わるのが初めての職員もいるので、ぜひ浦安市視覚障がい者の会トパーズクラブ様や浦安市聴覚障がい者協会様から、勉強させていただける機会がありましたら、お声がけをしていただければ喜んで伺いますので、お願いいたします。

タムス浦安病院：タムス浦安病院です。本当に貴重なお話を頂いて私たちも心強いのですが、私たち医療機関で障がい者の手帳になる前の方がたくさんいらっしゃっていて、浦安市外にグループホームをご支援するケースが多いのですが、やはりアルコール依存プラスアルファの精神疾患の方が多い中で、区分をとってからでないにご入所が厳しいのではないかと思います。その中で今後、マンション式と伺ったのですが、アルコール依存がありつつ精神科疾患の方の入所とか、そういったご相談が可能なのかご教示頂いたらお願いいたします。

株式会社ウェリオsocial works：現在、アルコール依存の方はいないのですが、喫煙でニコチン中毒の方で、それが切れるとものすごく…という方を今、目の当たりに体感しながら勉強しているところです。現在、満床に近い状態です。喫煙で区分というのも、私も引き出しにはなくて、その辺はなかなか明確にお答えできることが出来ません。すみません。その方はもちろん精神疾患というのがベースにあって、ということですので、ニコチンだけ、アルコールだけということは今のところはないです。

和洋女子大学：地域に開かれた運営ということで、まだまだ開設されて1年経っていないということなので、おそらくこれからなのかなと思いますが、実習生とかボランティアの方の受け入れをこれからされて行くのかと思うのですが、やはりその生活の場であるということと、そういった学生や地域住民の受け入れというのが、何かこういうふうにしたいというビジョンがあったりですとか、あるいは、何か例えば近隣の地域住民のところに理解を深めるような、いろいろな会議をされるのかと思うのですが、生活施設というところで、どのような工夫をこれからされていくのかということはお聞きしたいです。

株式会社ウェリオsocial works：まずボランティアの方の受け入れは、まだ全然整っている状況ではないというのが正直なところ。オープンしてからずっと駆け足で、マンションタイプもなかなかないといった中で、日々模索しながら取り組んでおりますので、実際のところボランティアの方を受け入れることが正解かどうか分からない状態です。研修生の受け入れも、ちょっと今の所はごめんなさい、まだない状況ですが、今後1年を目途にそういったことも形を作っていくって受け入れもして、皆様に周知していただきたい。研修生の方とかもボランティアの方々にも、その方たちを介して代わりに広めていただけたらな、という気持ちはあります。ビジョンとしてなのですが、やはり根底にあるのは、卒業支援ということです。利用者さん、入居者さんに聞くと、この間も地域連携推進会議の際に、目標ってあるのですかって質問が投げられたときに、その方は「一人暮らしです」と、しっかりと目標を一人暮らしっていうことをはっきりお答えになっていたの、私たちもそこが最終地点ではなく、入ったところから、ご自身の将来に向けてのまたお手伝いをしていくっていう支援になっておりますので、将来的には、どんどん地域に卒業して頂いて、また受け入れてっていう、そういった施設にしていきたいなと思っております

会長：たくさんのご意見をいただきました。今、皆様からいただきましたご意見が、この市町村記入欄というところに入ってくるのかなと思っておりますが、先ほど別の議題のところでも社会福祉法人千楽様より、体験利用のことも補足いただきましたので、そういったことも書き加えていただければというふうに思います。私1点だけ申し上げますと、盲・ろう、視覚障がい・聴覚障がいの方の受け入れなどもあるということの中で、こちらに限った話ではございませんけれども、支援に当たる方々の専門性をぜひ高めて下さいと、こちらはお答えは結構ですが、引き続きご期待申し上げたいと思います。ぜひともこの先も浦安の市を支えて下さい。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(4) (仮称) 美浜北こども発達ステーション整備事業について

事務局から説明を行い、その後こども発達センターより補足説明を行った。各委員より質問は以下の通り。

和洋女子大学：美浜北こども発達ステーションの新しい取り込みが始まるということで、特にその就学支援ということに特化しているところが、すごく心強いところだなというふうに思いました、いろんな子供が自由に遊べる遊び場も作りながらというところで、ぜひ充実したものになってほしいというふうに思います。発達障がいについて、小さい時にわかっているところでの支援はすごく手厚かったり、その児童発達支援事業3歳から5歳の就学前のお子さんというところは、すごく目に見えて増えたなというふうな感覚があるのですが、小学校に入ってから、要するに小学校入る前までは、なんとなく違和感はあったかも知れないけど、軽くてそんなに気づかない中で、小学校の中で教育相談に行ってくださいとかいろいろ学校から言われるのですけれども、またそこに福祉的なところで、こども発達ステーションが受け入れまではしなくてもいいのですが、そういう相談場所がありますよとか、そういうところにも小学校に入った後も、何か地域でケアが受けられたり、ああいうところに行ったらいいですよと、なにか指南が

いただけたりするような窓口の機能もあつたらいいのかなと思ったりしました。

こども発達センター：ご質問ありがとうございます。こちらの資料の4番にもあるように、今少し、学校に上がるお子さんで課題となっているのは、未就学のお子さんの時には、例えば私どものようなこども発達センターで、いわゆる発達支援教育を受ける、学校に上がると今度、教育という場にステージが変わって行くというところで、そこはどうしてもうまく連携できていなかった。先ほど教育と福祉の連携ということもございますが、ここは1つ課題になっております。ここをやはり解消したいということで、切れ目がない就学支援にあたりたいと。具体的には進学する特別支援学校や、特別支援学級の先生と事前に連携を図って、こういうお子さんでこういう特性があるよということで、スムーズに学校に馴染めるように申し送りをする。就学後もアフターフォローをする。こういったところで、親御さんが例えば、美浜北こども発達ステーションに行けば、丁寧にうちの子をみてくれて、学校にもきちんとつないでくれるということで、安心して通っていただけるような、そのような事業所施設になれば良いなと今考えております。以上です。

事務局：追加補足として、市ではそらいろルームといって、就学児から25歳ぐらいまでの方の発達支援の独自の施策もやっておりますので、そちらも併せて提供しているところですが、こども発達センターが、就学したからすぐやらなくなるわけではなくて、試行的に、昨年度から小学校への保育所等の訪問支援として、小学校にも行っておりますので、そういったことが横展開で広がっていくことで、先ほどの教育と福祉の連携というのも、ますます深まっていけばいいなというふうに思っています。以上です。

会長：ぜひこの整備事業につきましては逐次、動向をまたお知らせ頂ければと思います。

(5) 障がい福祉に関するアンケート調査報告について

事務局より、概要の説明を行った。委員からの意見はとくになし。

閉会

令和7年度第2回 浦安市自立支援協議会 次第

日時：令和8年3月26日（木）

午前9時30分～午前11時00分

場所：東野パティオ第3・4会議室

1 開会

2 議題

(1) テーマ別部会活動報告

(2) 地域生活支援拠点事業及び委託相談会議活動報告

(3) 日中サービス支援型グループホームの報告について

(4) (仮称)美浜北こども発達ステーション整備事業について

(5) 障がい福祉に関するアンケート調査報告について

3 閉会

令和7年度テーマ別部会（障がいのある人と防災）

部会活動のまとめと提言

提出日：2026年2月

背景

現状分析・課題点・背景 ※今年度は、民間の福祉避難所運営事業者が委員として参加し、民間福祉避難所の守備範囲（対象者や浦安市の防災体制における役割）や開設までの流れ、運営について個別の避難計画との関係性に注目しながら現状分析等を行った。

- ①作成済みの個別の避難計画の情報について市、避難支援等関係者、民間の福祉避難所運営事業者との共有方法の検討を行った。いつ発生するかわからない災害を考えると、一義的には、民間の福祉避難所の支援対象者については、自事業所の通所利用者として福祉避難所の開設に備えることが実効性が高いと考える。これを踏まえると、個別の避難計画（作成済みのもの含む）の避難先の記載内容の確認を行い、福祉避難所と個別の避難計画の整合性をとる必要がある。
- ②市、指定避難所、公民館、民間の福祉避難所間で災害発生時に障がいのある人たちを支援するために連携が必要となるが、そのための連絡手段が無い。
- ③大雨、暴風、地震等、平日と週末に災害が発生した際の机上訓練を行った結果、民間の福祉避難所の開設については、事業所の立地や建物の仕様の違いなど、発災後3日目で福祉避難所の開設や運営については困難な側面があり、時間を要することが確認された。よって、個別の避難計画に記載した避難先に直接、避難することができる想定で作成された内容については、見直し、再検討が必要であると考ええる。

具体的な内容（気づき）

〔個別の避難計画と民間の福祉避難所の関係性〕東日本大震災当時の経験を振り返りながら、備蓄品の整備及び避難所運営には支援対象者の明確化が必須であることを踏まえ、原則、民間の福祉避難所の支援対象者を自事業所の通所者とする事で、避難対象者の把握に関する課題は解消される。しかし、すでに個別の避難計画を作成した方の中には、通所先ではなく、自宅近くの民間の福祉避難所を避難先として記載した方もいる。よって、避難時の混乱を避けるためにも、個別の避難計画との整合性を取る必要があるだけでなく、避難行動要支援者への説明、情報発信が重要となる。また、福祉避難所としても個々の避難計画は把握していない状況である為、関係機関の情報共有が必要である。個々の状況によって在宅避難を選択する事も想定され、当事者を中心としたネットワークづくりが求められる。

〔福祉サービスを利用していない障がいのある方への支援〕避難行動としては、自宅避難が難しい方は指定避難所に避難することになるが、避難生活が長期化した場合、また緊急時、情報が錯そうすることも予想され、正確な情報の入手、及び同じ境遇にある当事者の仲間と近況を確認しあえる等、通所先が無い障がいのある当事者が安心できる場の設定が必要である（東日本大震災では、居住地域で嫌な思いをした、安心できなかった、一般の社会インフラが利用できなかった等の声が民間の福祉避難所に届いており、馴染がある場、人とのつながりの提供は民間の福祉避難所の果たす役割の一つになると考える）

〔現実的な避難行動〕いつ起こるかわからない災害を想定して、当事者、行政、福祉避難所運営事業者各々の動きを確認した結果、自動開設する指定避難所（小学校）に避難→必要に応じて公民館や民間の福祉避難所への避難となることを確認した。福祉避難所の開設にあたっては地域や建物の仕様によってある程度の日数を要することから、避難行動要支援者が一定期間、一般避難所で過ごす事が想定され、一般の避難所においても多様な障がいに対しての合理的配慮が求められる。中でも課題となるのが医療的なケアが必要な方の避難先をどうするか検討が必要である（小学校や公民館では3日を超える対応は困難ではないか）→医療的なケアを必要とする方の受け入れに際しては、電気、室温管理、衛生材料、医療機器、食事や水分への配慮、医療行為等が必要となる事から、予め指定避難所の受け入れ体制を整えておく必要がある。

〔連携訓練の必要性〕避難生活を考えると指定避難所⇄公民館⇄民間の福祉避難所間の連携体制が重要となるが、部会で確認した限りには曖昧な状態で、連絡ツールも確立していない。よって、これまでは福祉避難所開設訓練を行ってきたが、市⇄指定避難所⇄公民館⇄民間の福祉避難所の連携、連絡訓練を行うことで課題が具体化すると思われる。

詳細

提言

個別の避難計画の見直し

- ①作成済みの個別の避難計画の記載内容の確認
- ②個別の避難計画フォームの見直し
- ③市、民間の福祉避難所運営事業者、避難行動要支援者との個別の避難計画等の情報共有促進

避難所間の連絡ツールの確立

- ① 民間の福祉避難所運営事業者への無線の配備
- ②浦安市、指定避難所（小学校）、公民館、民間の福祉避難所運営事業者間での合同連携、連絡訓練の実施
（建物の安全確認指示→報告→開設、運営までの模擬連絡訓練）（避難所間での当事者支援の協働、移送等の連絡訓練など）

医療的ケアがある方の避難先の検討

- ①浦安市避難所開設マニュアル、「避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法」に医療的ケアが必要な方への配慮事項を追加する。 ②電気、空調、水、衛生用品が整った環境が無ければ、医療的ケアが必要な方たちの健康と安全を守ることが出来ないことから、長期避難が必要になった際の対応策（場所等）を具体化する必要がある。

令和7年度テーマ別部会（教育と福祉の連携）部会活動のまとめ（報告書）

背景

課題発見

平成30年通知「教育と福祉の一層の連携等の推進について」及び、令和6年に出された文科省・厚労省・こども家庭庁共同通知「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」に、障がいや発達に特性のあるこども本人や家族への教育と福祉の連携した支援の重要性が記されており、教育、福祉、双方が連携促進のために制度や取組みについて活用することが提言されている。その一方で、教育と福祉の連携の難しさに対する数年来の課題意識が語られており、連携難についての分析等を行い、具体的な解決策に至ることを目指し、部会活動を行った。

活動内容（令和7年8月から令和8年1月まで 計10回開催）及び 議論の経過から見えてきた本部会の在り方についての課題

以下①～⑥のとおり、現状分析・連携難の要因・連携難解消のための論点整理、具体的な取組み内容を検討するために当該テーマ別部会で取り組んだ。

- ①委員が持つ「教育と福祉の連携」のイメージ共有を図るため：連携という言葉の定義、連携の目的、連携のための具体的な行動（何をすることか）などを確認
→〔結果〕連携によって達成したい目的（こどもの健やかな成長を願う想いや願い）に違いはないが、委員それぞれの立場、所属機関によって似て非なる要素（例：支援と指導の違い、課題解決へのプロセスの考え方、時間軸の違い）があることを認識。
- ②連携難が障壁となった事例、上手く展開できた事例から考える：委員が実際に関わった事例概要を検証
→〔論点〕連携難要因として、場の設定、目的・課題（見立て）認識の違い→相互理解の難しさがあるのではないかと。連携がうまく展開できた要因として、目的認識の共有が図られ、チームとしての協働が促進されたと思われる。
- ③平成30年通知、令和6年通知を確認し、福祉側が、教育が考える特別支援教育や福祉側との連携方法を学ぶために、教育三法をはじめ文科省資料を用いた学習機会を設定。
- ④連携の具体的な取組み案の検討
→〔結果〕委員から取組み案を募り、さらにその案を次の5領域に分類し検討。
1) 合理的配慮の実施 2) 特別支援教育コーディネーター支援 3) 場の設定（相互理解・こどもの理解促進） 4) 情報のICT化 5) 連携フロー可視化
その結果、事前集約した事例、こども本人への学校生活への還元、福祉側と教育側双方のニーズの接点を確認し、合理的配慮及び建設的対話の場づくりに焦点を当てて議論を進めることとした。
- ⑤合理的配慮及び建設的な対話の場づくりについて検討
→〔結果〕その実践は、こどもが主体として有する「安心して健やかに成長する権利」を守ることであり、所属領域を問わず大人が一致協力して行う取組であり、障がいのあるこども、発達に特性があるこども、何らかの生きづらさや困り感のあるこどもの意見、考え、事実を起点とすることの重要性を確認（保護者の代弁を含む）
- ⑥上記⑤を実践するうえで、福祉領域との接点について検討
→〔結果〕合理的配慮の在り方（手法）についての検討や情報提供など、特別な教育ニーズを持つこどもたちへの機会の均等を互いの知識と得意を持ち寄り、どう実現していくかという建設的対話の場に当該テーマ別部会が貢献できないか。

〔上記活動を通して明らかになった当該部会運営において今後、改善が必要な課題〕

課題 部会構成委員所属領域の片寄り（委員構成 福祉関係側：9名、教育機関側：2名、当事者団体：4名）※事務局除く

国からの通知もあり、各自治体では、教育専門職、福祉専門職が互いを知り、協働の基礎となる接点や、関係性作りの場を設ける取組みが展開されている。領域が異なる組織の一員が連携時に抱く違和感は往々にして関係性や立場の違いが影響することから、福祉、教育、双方の視点や意見が均等に構成される環境下で議論を進めるべきであった。

→テーマ別部会がプロジェクト実践型の部会であるからこそ、教育と福祉が協働して、互いの現場の状況を伝え、理解し合いながら、相違があって当たり前であることを共有しながら、

活動内容と部会運営の課題

議論をする場としての準備、検討が不十分であった。その一方で、連携そのものに焦点を当てた議論の場はこれまでになく、今後の取り組みにつなげていく土台づくりに貢献できたとも言える。

様々な意見・部会ゴール設定の困難さ

- 1、障がいや発達に特性があるなしに関わらず、こども同士が「友人、仲間」として時間を共有する過程で、こどもたちが自然と、困り感がある仲間、サポートが必要な友人が「どうすれば一緒に参加できるかな」と協力しながら考える姿は、社会に巣立っていくこどもたちの自信につながっていくのではないかと。何らかの困り感があるこどもが、友人、先生、保護者、福祉の人など周囲の大人に「困っていること」を伝えてよいこと、相談してよいこと、その声は周囲に受け止められ、大切にされる実感を持つ機会になる。
- 2、教育関係者、福祉関係者、保護者が協力して、自分で言葉で意思表示できないこどもを含めて、すべてのこどもが輝く瞬間を育む必要がある。障がいや病気などにより、他のこどもたちと同じように学び、経験するために必要な環境調整を行うことについて皆で理解を深めていくことが大切である。
- 3 教育と福祉の相互理解を深めるための仕組み（例：連携チャートの検討、連携の中核的な組織の設置、オンブズマンのような第三者機関の検討など）についての意見もあがった。次年度、テーマ別部会が相互理解の場となるためには、意見集約の均等化をはかるための工夫と取り組みが必要であるとの気づきがあり、自立支援協議会の目的は、関係機関の定期的な協議により、当事者ニーズを起点として、官民共同で、共通の目的をもって、課題解決に向けた協働システム構築にあることから、今年度の議論を踏まえながら継続審議していくことが望ましいとの意見があった。教育と福祉の連携の礎となるものが平成30年、令和6年の国通知であり、関係者（教育、福祉、当事者、保護者）が今一度、通知の理解促進を図ることが重要である。
4. 本部会内でも、様々な意見、ゴールのとらえ方等に違いがあるまま展開され、テーマと成果設定を具体的に行うことが重要であった。部会の総意としてまとめることが困難であった原因の一つは、学校側の実情や意見、情報を幅広く吸い上げて議論を進展させることができなかった。また、本部会が半年間の開催期間として設定されていることから、教育と福祉の連携を進めるにあたり、短期的に成果が見込めるプロジェクトを優先すべきか、あるいは長期的な視点で取り組むべき課題を扱うべきかについて意見が分かれ、時間軸の設定そのものが揺れ動いた。その結果、部会の総意として、どの方向性で具体化を図るかを定めることが難しかった。

様々な意見・部会ゴール設定の困難さ

多分野の意見を取り入れる

部会運営にあたっては、教育、福祉、当事者等の多分野から広く意見を取り入れるための準備、工夫、取り組みを十分に検討する必要がある。

こどもが捉える事実を起点に

障がいの有無に関わらず、こどもたちが自分の困っていることを伝えてよいこと、こどもたちの意見を周囲の大人が確認することから合理的配慮を考えることを起点とする実践が必要、且つ大切である（自ら伝えることが難しい子どもたちの声は、子どもの意向を尊重しながら、保護者がその声を伝える）

相互理解 現場感の共有 関係性構築

教育専門職、福祉専門職が互いを知り、協働の基礎となる接点や、関係性作りの場を設ける取り組みが展開されている。領域が異なる組織の一員が連携時に抱く違和感は往々にして関係性や立場の違いが影響することから、福祉、教育、双方の視点や意見が均等に構成される環境下で議論を進める。

教育と福祉のより一層の連携のために

令和6年国通知に記載されている教育と福祉の一層の連携推進のために、今年度の部会で見えた課題や考察を踏まえながら、次年度も、教育と福祉の連携の実践について継続審議することが重要である。

次の段階へ（分析から実践へ）

具体的な取り組み等の焦点化、目標達成するために必要な部会運営期間の想定など、今年度の部会活動で見えた課題を解消する必要がある。
 （テーマ別部会の実効性向上のため）

実践につなげる取組案

- ①合理的配慮と建設的対話について、教育、福祉、こども本人、保護者が共通理解を深めるための取組み
- ②教育と福祉が連携するためのプロセス構築と可視化
- ③第三者機関の検討（こどもオンブズマン）
- ④連携の中核的な組織の設置

まとめ

次年度にむけて

地域生活支援拠点運営会議について

【目的】面的整備を担う事業所への拠点機能の周知と連携促進／3つの機能強化

【参加者】拠点運営コアメンバー

- ・ 社会福祉法人 佑啓会
- ・ 浦安市基幹相談支援センター
- ・ 浦安市 障がい事業課

【事務局】浦安市基幹相談支援センター

【今年度の取り組み】

- ①地域生活支援拠点の現状点検（機能評価チェックシートに基づき実施）
- ②グループホーム体験利用リーフレットの再周知
- ③通所系登録事業者（体験の場） 就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援事業所との地域生活支援拠点の機能についての意見交換
- ④緊急駆け付け、緊急短期の実績確認及び事例検討

地域生活支援拠点の機能	実績から見える傾向と検討事項	考察、まとめ
緊急対応① 緊急駆け付け、緊急短期の実績確認及び事例検討	①緊急駆け付け、緊急短期ともに前年度比で利用件数が減少 ②緊急駆け付けの登録者数（契約者数）は増えているが、何かあった時のための「お守り」として登録の傾向。	1) 昨年度、頻回に緊急対応が必要だった方が適切な支援に繋がりに件数が減少した。 2) 今後は、緊急対応→支援の課題解消の好循環を強化するために緊急対応フローの見直し、改善を図る。
緊急対応② 拠点の機能評価	① 緊急受け入れ先が不足した時、緊急保護時に不測の事態に備えた医療機関連携、拠点機能で対応が難しい場合の対応策については対応が十分にできていない。 ②医療的ケアの方など専門的なケアが必要な当事者の方や、支援に繋がっていない方等の情報を事前に把握することが難しい。	1) 地域のセーフティネット機能を様々な障がい特性がある方に提供するための地域連携拡大について検討を進める必要がある。 2) 市としての地域生活支援拠点の方向性と評価基準を明確にし、支援の現場とのすり合わせ等を実施したうえで再評価→対応策の構築を図る必要がある。 3) 事前登録制ではないため全

		数把握が難しい。
地域移行① グループホーム 体験利用リーフ レットの再周知	昨年度作成したグループホーム体験利用リーフレットの活用促進を図るため、共同生活援助（体験利用）の支給決定者や関係機関にリーフレットについて再周知した。	来年度、リーフレット活用の実際及び体験利用ニーズを評価、把握するため相談支援専門員に向けてアンケートを実施予定。
地域移行② 拠点の機能評価	入所施設、精神科病院等からの地域生活へ移行ニーズの定期的な把握については十分にできていない。	入院されている方のニーズ把握についての対応策や、地域生活支援拠点としてどこまで行かうか等の検討が必要である。
地域移行③ 通所系登録事業者と意見交換会 開催	事業者からの主な意見 ①体験利用前のアセスメントの困難さ ②体験利用結果のフィードバックの在り方 ③体験利用を通して明らかになった家庭事情（困難ケース）への対応 ④セルフプラン利用者支援 ⑤特別支援学校からの実習依頼への対応について	計画相談支援が付いていない方への対応について： ①利用者対応についての相談先がない ②相談支援専門員等の専門的な第三者の視点が欠けることにより多角的・客観的な情報収集や評価が難しい。 ③サービス提供事業者の支援だけでは解消できない家庭事情、生活課題が明らかになった際の対応等、現場の困り感を解消するために、委託相談の活用（周知）等の連携強化の具体策を検討する。
専門的人材の確保・育成等	機能評価では、医療的ケアがある方、行動障がいがある方、ひきこもりの状態にある方、その他支援が必要な方への対応について研修の実施等が評価軸としてあるが、拠点運営会議では、専門的人材の確保、育成の前に「介護人材の確保」について取り組むかどうかの検討を行った。	市主催の介護人材確保のための就職フェアに参加するなどの案について検討したが、国レベルの大きな課題であることや、児童の保育、高齢者介護など他の領域でも同じ課題を抱えていることから、多角的な検討が必要であることを確認した。

委託相談連絡調整会議について

- 【目的】①相談支援体制の整備 ②相談支援体制における課題解決（運用等）
③支援の質の向上

- 【参加者】浦安市身体障がい者福祉センター（委託相談）
浦安市ソーシャルサポートセンター（委託相談）
浦安市発達障がい者等地域活動支援センター（委託相談）
浦安市障がい者福祉センター（委託相談）
浦安市こども発達センター
浦安市障がい事業課
浦安市基幹相談支援センター

【事務局】浦安市基幹相談支援センター

【今年度の主な取り組み】

1. 浦安市障がい者福祉計画の確認と意見交換
2. 相談体制についての課題と対応策の検討
3. 事例検討

項目	検討内容（概要）
浦安市障がい者福祉計画の確認と意見交換 ・基本施策（1）地域の相談体制の充実 ・基本施策（2）在宅福祉サービスの充実 P55 ・障がい福祉計画（数値目標）P133～	<p>【基本施策（1）地域の相談体制の充実】</p> <p>相談体制の充実を目指すに記載されているが、現状の課題は大きく2つある：</p> <ol style="list-style-type: none">1）計画相談支援の担い手不足（特に懸念されるのが困難事例の担い手不足）現状、本来、計画相談支援の利用が必要な事例を委託相談のセルフプラン支援で対応せざるを得ない。2）相談支援のセーフティネット機能の設置 民間事業所では対応しきれない困難度が高い事例（頻回な対応が必要な事例等）の受け入れ先の確保（論点） <p>委託相談と計画相談が一体的に運営されている時には公費が投入されるからこそ、民間事業所では対応が難しい事例を当然の役割として計画相談支援を実施する機能（事業所）が委託に備わっていた。しかし、それらが全て完全民営化されることで相談体制が脆弱化してしまう。</p> <p>【基本施策（2）在宅福祉サービスの充実】</p> <p>かつて市の事業として実施していた短期入所先への送迎</p>

	<p>サービスの必要性は現在もあるのではないか。 高齢化した家族にとっては必要な支援になっている。</p> <p>(論点)</p> <p>法定給付として短期入所事業者に送迎加算が付くが、 地域ニーズと合わずサービス利用につながらない事例が あるならば課題を整理して発信し、次年度の計画策定に つなげていくことが大切である。</p> <p>【障がい福祉計画(数値目標)について】</p> <p>記載されている数値目標は現実(発生している状況)と 乖離がある(受給者証の発行数の伸び率から見ても、障 害福祉サービスの実人数設定が1名から2名増、もしく は、増減なしという数値目標設定が現実と即していない) 数値目標の“数字”の設定根拠の不明瞭さを感じられる</p> <p>(論点)</p> <p>各障害福祉サービスの利用推移(過去)を明らかにして、 将来予測を立てて、数値目標を設定することはどうか。</p>
<p>相談体制についての課題と対 応策の検討</p>	<p>1) 計画相談支援担い手拡充 2) セルフプラン率が上がることで、委託相談事業者 がセルフプラン作成支援、又は実質的には計画相談 支援と同じ動きをするケースが増えることで飽和状 態となる。障害領域だけでなく、多岐にわたる生活 課題を抱えた複合的な困難事例への支援が薄まる。</p> <p>(論点)</p> <p>計画相談支援事業者と委託相談事業者との連携強化や 役割分担など相談体制の検討が必要で、セルフプラン 作成支援相談会など多角的な取組みを検討する。</p>
<p>事例検討</p>	<p>主に困難事例についての検討を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な課題を抱えた事例(家族にも支援が必要、 制度のはざまにある方など) ・ 福祉サービスの利用ではなく、医療の支援が必要な 児童への支援における医療連携 ・ 障害者雇用で就労、GH利用(家賃補助適用外)の方の 経済困窮(物価高の影響もあり) ・ 委託相談事業者間の連携によって支援を展開した事例 等

報告・評価シート（案）

【報告日 2026 年 2 月 16 日】
 【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】		【市町村協議会等記入欄】			
1 施設概要	事業者名	Beans浦安		人員配置		
	指定日	2025年	7月		1日	
	所在地	千葉県浦安市当代島1丁目14-32			日中	
	定員数（共同生活援助）	20人			世話人	生活支援員
	定員数（短期入所）	5人			9人	4人
	共同生活住居数				(常勤換算後)	(常勤換算後)
					4.6人	3.1人
					夜間	
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】		世話人（夜間）	世話人（夜間）	
	【共同生活援助】	20名		7人	人	
	【短期入所】	5名		(常勤換算後)	(常勤換算後)	
				2.1人	人	
2 利用者状況 (令和8年2月16日現在)	障害支援区分	人数		内訳		
	非該当	0人			主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）	
	区分1	0人			身体	総数：1人
	区分2	0人			主に日中GHで過ごす人数：0人	
	区分3	4人			知的	総数：5人
	区分4	8人			主に日中GHで過ごす人数：3人	
	区分5	1人			精神	総数：12人
	区分6	0人			主に日中GHで過ごす人数：8人	
合計	13人		難病等	総数：3人		
				主に日中GHで過ごす人数：1人		
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容		【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
3 利用者の主な日中の活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・GH内で主にもどのような日中サービスを提供しているか。 精神状態の安定と将来的な自立を目的とした、個別性の高い日常生活支援を提供。（服薬管理、食事提供、掃除/洗濯/入浴/排泄など清潔保持や身体介護、金銭管理の助言、不安に対する傾聴、相談援助、関係機関連携、通院/買物同行） ・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 6 人 就労継続支援B型					
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 健康維持と心身のリフレッシュを目的とした支援に努め毎朝ラジオ体操を実施。規則正しい生活リズムの形成とモチベーション維持のための工夫(スタンプカード特典)をしている。また、クリスマス会など季節イベント開催や、個々の希望に応じた外出支援の実施。 ・体験的利用等のニーズに対応しているか。 これまでの体験利用者数延べ28名 入居検討者に対し、実際の生活リズムや他利用者との相性を確認できる機会の提供を行い、入居に対する不安解消に努めている。体験後は振り返りを実施している。					
5 支援体制の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか 土日祝を含む365日、日中から夜間帯すべての時間に職員が常駐しており切れ目のない支援体制を構築している。 					
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容		【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
6 地域に開かれた運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 家族に関しては、開かれたホームとして柔軟に面会や出入りを可能にしており、日常生活の様子を共有し信頼関係に寄与している。地域住民へは精神障がい者GHという特性を鑑みて現時点では「トラブルなく静かに暮らす」ことで良好な近隣関係の維持に注力している。今後は無理のない範囲で少しずつ地域社会との接点を広げ、相互理解を深めていく意向である。 ・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。 受け入れ人数 実習生： 0 人 ボランティア： 0 人 (受け入れの事例を記入)					
7 短期入所の併設について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。 地域生活を営む本人と家族を支えるため、相談支援専門員と緊密に連携しながら柔軟かつ積極的な受け入れ態勢を整備している。 ・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。 実際に主たる介護者(母親)がコロナ罹患により家族での支援が困難の緊急受け入れや、二人暮らし介護者(母親)の脳梗塞による長期入院中の受け入れや、レスパイト目的の利用など実績あり。 					
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	社協/相談員/通所先/GHでの4者間でグループメールを構築し、利用者の状況をリアルタイムで共有している。心身の細やかな変化や活動状況を即座に共有することで、組織の枠を超えた一貫性のある支援を実現、地域生活の安定が図れている。					
9 その他	(市町村等において事業者に対して追加の確認がある場合、追加の質問事項等をこちらに記載してください。)					

(仮称) 美浜北こども発達ステーション整備事業 (案)

◆活用施設の概要

1. 財産区分

浦安市立美浜北認定こども園 (学校教育施設)
 行政財産(教育財産)その他の施設
 *教育財産からの転用の場合、文部科学大臣
 への報告のみで可

2. 施設概要

所在地 浦安市美浜5丁目12-3
 敷地面積 1,681㎡
 延床面積 1,101㎡
 昭和58(1983)年度建設
 鉄筋コンクリート造2階建て
 保有室 保育室8室、職員室 遊戯室他
 用途地域 第一種中高住宅専用地域
 容積率200%、建ぺい率60%
 第2種高度地区
 隣接施設 美浜北小学校、美浜公民館



◆整備にあたっての現状と課題

1. 児童発達支援事業利用児の増加

- ・市内の児童発達支援事業利用児が年々増加傾向にある。
- ・特別支援学校の開校や児童無償化による発達支援に係る関心やニーズが高まっている。

2. こども発達センターの利用者増加

- ・こども発達センターの利用児が飽和状態であり、新規相談までの待機期間が発生している。

3. 小学校進学後「小1プロブレム」の解消

- ・環境の変化により、対人関係や集団生活になじめない状態が続き、学校生活に適應できない。
- ・福祉、子ども部門と教育部門との連携の強化が求められている。

◆整備に向けたイメージ

～就学に向けた発達支援の充実を特色とした、浦安市独自のこども発達ステーション～

- 1.発達に心配のあるこどもについて、個々の発達のスピードに合わせ、早期から発達支援を提供出来る機会を拡充する。
- 2.保護者の意向、働き方を尊重した、多様な選択肢拡充を実現する(通所日数、時間帯も選択可)。
- 3.福祉(障がい事業課、こども発達センター)、こども(保育幼稚園課)、教育(指導課、教育センター、学校)各分野との密な連携による、円滑な就学環境の実現を図る。
- 4.就学に向け、特に支援が必要なこどもについて、集団生活への適應や社会性の向上を図るトレーニング(ソーシャル・スキル・トレーニング等)、学習体験等を提供する環境を整備する。

2F	遊戯室(児童発達支援事業・あそび場・一時預かり等)		WC	階段	相談室	療育①	療育②	療育③	EV	
	児童発達支援事業・個別外来									
1F	通用口	事務室	階段	相談室	WC	同伴児保育	静養室	給湯室	休憩室	更衣室

令和8年3月26日 第2回浦安市自立支援協議会

議題4資料_ (仮称) 美浜北こども発達ステーション整備事業について

◆担うべき機能・役割

①相談支援【拡充】

発達に心配のあるこどもやその家族、在籍園等への基本的な相談対応から、情報提供、こどもの評価、見立て、通所している福祉サービス事業所への支援、アドバイス等を行う。
 また、障害児支援利用計画の作成、モニタリング、連絡調整等を行う「障害児相談支援事業」を実施する。

②児童発達支援事業【拡充】

小規模な集団を基に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練等を行う。
 年長児については、就学を目指した、より専門的な支援を提供する。

③個別・グループ支援【拡充】

発達に心配のあるこどもに対し、療育相談員(心理)、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職が、個別またはグループによる相談対応・発達支援を行う。

こども発達センターの分室・サテライト機能



④【新規】チームアプローチによる切れ目のない就学支援

就学に向け、特にケアが必要なこども(主に年長児)を対象に、多機関、多職種を軸にした専門的なチームアプローチによる支援を提供。具体的には、教育センター、学校、こども発達センターが密に調整、連携を図ることで、進学後にスムーズに学校生活に溶け込む姿を目指す。

⑤【新規】発達に心配のある子が自由に集える「あそび場」

発達に心配のあるこどもが、障がいの有無・程度に制約されず、自由に利用できる「あそび場」を設置する。また、専門職による「見立て」の場としても活用する。

預かり機能

*関係機関および関連施設との連携

単一の施設としてではなく、こども発達センターとの一体的な運用を基本に、学校・保育園・認定こども園・教育センター・特別支援学校などの機関との連携を図っていく。

◆改修にあたっての留意事項

改修に際しては、既存の構造・整備を活用する。
 スロープの設置の他、体幹の弱い児童や感覚過敏な児童に配慮した内装材の導入を予定する。
 エレベータ設置に際しては外付けも検討する。

◆今後のスケジュール

改修スケジュール

令和7年度 整備方針の決定
 令和8年度 改修設計 パブリックコメント 住民説明
 令和9年度 改修工事
 令和10年度 改修工事 開園

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査 報告書（概要版）

令和8年3月

浦 安 市

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、計画期間を令和9年度から11年度までの3か年とする「浦安市障がい者福祉計画」の策定に向けた基礎資料とするため、市内の障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するとともに、市内で障がい福祉サービス等を提供する事業所の状況や実態を把握する事を目的として実施しました。

2 調査対象

調査名	①障がい福祉に関するアンケート調査	②障がい福祉サービス等の提供にかかるアンケート調査
対象者	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病疾患児・者	浦安市内の障がい福祉サービス事業所
調査対象数	2,000名	101事業所
回収数	1,299名	66事業所
回収率	65%	65.3%
記名の有無	無記名式	記名式
調査期間	令和7年12月	
回答方法	書面またはWEB	

3 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。また、クロス集計において回答者数が1桁の場合は、コメントを差し控えています。

Ⅱ 調査結果の概要

1 障がいや疾病のある方に対する調査

浦安市内の障がいや疾病のある方を対象としたアンケート調査について、概要を整理した結果は以下のとおりです。

なお、令和4年度に実施した前回調査については、「前回調査」又は「前回」と表記します。

(1) 利用している福祉サービス等について

障がい福祉サービス・制度については、「利用している」が64.9%、「過去に利用していたが、現在は利用していない」が3.5%、「利用していない」が29.9%となっており、このうち、現在利用している障がい福祉サービス・制度は、「バス・鉄道等運賃助成」が57.1%と最も多く、次いで、「医療費助成」が47.4%、「障がい者手当」が30.1%となっています。

利用していない理由については、「必要ではない」が26.7%と最も多く、前回調査の36.2%より9.5ポイント減少し、次いで、「自分に合ったサービスがない」が22.2%と前回調査の11.6%より10.6ポイント増加し、「利用のための手続きが面倒」、「他人と関わりたくない」が13.3%となっています。

(2) 介助について

身の周りの介助者については、「配偶者(夫・妻)」が23.2%と最も多く、前回調査の23.0%より0.2ポイント増加し、次いで、「母親」が14.7%と前回調査の15.1%より0.4ポイント減少し、「子ども」が7.9%と前回調査の7.7%より0.2ポイント増加しています。

介助者の年齢については「50代」が24.7%と最も高く、前回調査の22.1%より2.6ポイント増加し、「75歳以上」が22.8%と前回調査の20.4%より2.4ポイント増加し、「40代」が16.6%と前回調査の14.0%より2.6ポイント増加しています。

なお、障がい者の年代別に介助者の年齢を見ると、18歳未満では「40代」が62.1%、18歳～40歳未満及び40歳～65歳未満では「50代」がそれぞれ39.7%、29.3%、65歳以上では「65歳以上」が41.9%と最も多く、年齢区分が高くなるに従い、介助者の年代も高くなっています。

(3) 今後(将来)の過ごし方について

今後(将来)希望する暮らしについては、「配偶者やパートナー、子どもとの暮らし」が48.2%と最も多く、次いで、「ひとり暮らし」が17.2%、「グループホーム(介護や支援、見守りがある少人数の共同生活)での暮らし」(以下、「グループホーム」という。)が14.0%となっています。

なお、療育手帳所持者では38.5%が「グループホーム」で暮らしたいと回答しています。また、回答者全数で「グループホームで暮らしたい」と回答したその理由としては、「入居費用が安い」が42.9%と最も多く、前回調査の50.4%より7.5ポイント減少し、「24時間支援員がいる」が34.1%と前回調査の47.9%より13.8ポイント減少し、「居室・トイレ・風呂等が自分専用である」が29.1%と前回調査の38.8%より9.7ポイント減少しています。

また、今後(将来)希望する暮らしとして「グループホーム」を選択した人では、90.1%が市内のグループホームを希望しており、市外のグループホームを希望している人(「可」と回答。)は52.7%、どこの場所のグループホームでもよい人(「可」と回答。)は10.4%となっています。

今後(将来)の暮らしで課題または不安だと思うことについては、「同居する家族が亡くなった後の生活」が32.3%と最も多く、前回調査の40.1%より7.8ポイント減少し、次いで、「生活費等の金銭面」が29.6%と前回調査の34.1%より4.5ポイント減少し、「日常的な生活面(食事や掃除等)のフォロー」が21.5%と前回調査の23.6%より2.1ポイント減少しています。

(4) 就労について

15歳以上の障がい者で「働いている(民間企業や自営業、就業訓練、福祉的就労等)」人は38.7%となっており、そのうち、18歳~40歳未満では61.3%と前回調査の58.5%より2.8ポイント増加し、40歳~65歳未満では59.3%と前回調査の49.8%より9.5ポイント増加し、65歳以上では15.0%と前回調査の12.0%より3.0ポイント増加しています。

就労の形態については、「企業等で正社員・正職員」が35.4%と前回調査の30.6%より4.8ポイント増加し、「企業等で臨時、アルバイト、パート」が32.0%と前回調査の25.7%より6.3ポイント増加しており、「就労継続支援や就労移行支援、生活介護を利用」が15.9%と前回調査の17.5%より1.6ポイント減少しています。

また、今後(将来)「働きたい」人は35.1%と前回調査の29.4%より5.7ポイント増加し、「働かない」(「働きたくない」及び「働きたいが働けない」の合計)が31.2%と前回調査の30.7%より0.5ポイント増加しています。

なお、年齢区分別に見ると、18歳~40歳未満で「働きたい」が56.6%と前回調査の52.3%より4.3ポイント増加し、40歳~65歳未満で52.4%と前回調査の45.4%より7.0ポイント増加し、65歳以上では10.0%と前回調査の9.1%より0.9ポイント増加と、いずれの年代でも就労意欲が増加しています。

働くために必要なことについては、「勤務時間や日数を調整できること」が28.1%と前回調査の20.3%より7.8ポイント増加し、「障がいに合った仕事であること」が23.2%と前回調査の22.2%より1.0ポイント増加し、「賃金が妥当であること」が18.0%と前回調査の16.3%より1.7ポイント増加しています。

(5) 悩み・相談ごと等について

相談にのってもらっている人が「いる」と回答した人は74.5%となっており、前回調査の72.2%より2.3ポイント増加しています。

相談にのってもらっている人や機関としては、「家族」が77.4%と最も多く、次いで、「友人・知人」が34.0%、「医療機関（医師、歯科医師、薬剤師等）」が32.6%となっています。

一方で、相談相手がいない理由については、「気軽に相談できる場や人がいない」が40.5%と最も多く、前回調査の47.9%より7.4ポイント減少し、次いで、「どこに相談したら良いかわからない」が24.8%と前回調査の16.9%より7.9ポイント増加しています。

また、現在、悩んでいることについては、「健康・病気・治療のこと」が46.2%と最も多く、前回調査の42.3%より3.9ポイント増加し、次いで、「将来のこと」が30.6%と前回調査の32.4%より1.8ポイント減少し、「年金や生活費や金銭管理のこと」が26.8%と前回調査の26.4%より0.4ポイント増加しています。

なお、情報の収集先については、「テレビ・ラジオ」が58.7%と最も多く、前回調査の69.0%より10.3ポイント減少し、次いで、「家族・友人・知人」が40.0%と前回調査の39.6%より0.4ポイント増加し、「新聞・雑誌・フリーペーパー」が21.6%と前回調査の28.1%より6.5ポイント減少しています。

なお、「SNS（ツイッター、フェイスブック等）」が21.0%と前回調査の16.4%より4.6ポイント増加し、動画配信サイト（YouTube等）が20.5%と前回調査の14.8%より5.7ポイント増加しています。

(6) 災害時の備えについて

災害（地震や水害等）の備えについては、「準備をしている」が53.5%と前回調査の55.7%より2.2ポイント減少し、一方で、「準備をしていない」が36.3%と前回調査の34.1%より2.2ポイント増加しています。

なお、「準備をしていない」または「準備をすることができない」と回答した人に、その理由を訊ねたところ、「何を準備すればいいかわからない」が43.0%と最も多く、前回調査の44.2%より1.2ポイント減少し、次いで、「考えたことがない」が27.3%と前回調査の23.6%より3.7ポイント増加し、「金銭的な余裕がない」が21.9%と前回調査の24.0%より2.1ポイント減少しています。

(7) 障がい者差別に関する法律及び条例について

市の障がい者権利擁護センターの認知度（「利用したことがある」及び「知っているが、利用したことはない」の合計）は16.3%と前回調査の19.8%より3.5ポイント減少しており、「まったく知らない」は79.1%と前回調査の73.8%より5.3ポイント増加しています。

また、過去3年間に差別等の経験については、「ある」（「よくある」及び「時々ある」の合計。）が19.8%と前回調査の16.6%より3.2ポイント増加し、「ない」（「ほとんどない」及び「まったくない」の合計）が72.2%と前回調査の75.5%より3.3ポイント減少しています。

その内容としては、「公共施設や交通機関を利用するとき」が50.2%と前回調査の45.3%より4.9ポイント増加し、「職場や学校にいるとき」が29.6%と前回調査の28.9%より0.7ポイント増加、「仕事を探するとき」が21.0%と前回調査の23.9%より2.9ポイント減少しています。

2 事業所に対する調査

浦安市内の障がい福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査について、概要を整理した結果は以下のとおりです。

なお、令和4年度に実施した前回調査については、「前回調査」又は「前回」と表記します。

(1) 事業所の職員について

事業所の運営を進めていく上での課題として、「職員の採用が困難」が60.6%と最も多く、次いで、「利用者の確保が困難」が28.8%、「職員の人材育成が困難」が24.2%となっており、利用者の確保とともに、職員の確保・育成が大きな課題となっています。

過去1年間における職員の平均採用者数については、正規職員で1.3人、非正規職員で2.2人となっており、正規職員は、前回調査の2.5人より減少、非正規職員は、前回調査の2.4人より減少しています。平均離職者数については、正規職員で0.6人、非正規職員で1.0人となっており、前回調査の正規職員1.8人、非正規職員1.8人より、それぞれ減少しています。

なお、平均離職者数を勤続年数で見ると、正規職員では1年未満の離職が0.4人と前回調査の1.4人より1.0人減少し、3年未満の離職が0.7人と前回調査の1.7人より1.0人減少しています。また、非正規職員では、1年未満の離職が1.1人と前回調査と同数となっており、3年未満の離職が0.5人と前回調査の1.2人より0.7人減少しています。

職員の充足状況については、「十分である」が19.7%と、前回調査の26.2%から6.5ポイント減少しており、「不足している」（「やや不足している」、「不足している」及び「非常に不足している」の合計）の80.4%を大きく下回っています。

職員が不足している理由については、「離職率が高い（定着率が低い）」が5.7%と前回調査の2.2%より3.5ポイント増加し、「募集しても応募がない」が41.5%と前回調査の51.1%より9.6ポイント減少しています。

一方で、「応募者がいても、採用基準に達していない」が39.6%と前回調査の20.0%より19.6ポイント増加しています。

人材確保・人材定着のために取り組んでいることについては、「求人誌、インターネット求人サイトでの募集」が75.8%と最も多く、前回調査の70.5%から5.3ポイント増加し、次いで、「自社のホームページ等での募集」が51.5%と、前回調査の54.1%から2.6ポイント減少しています。

(2) 提供している障がい福祉サービス等について

利用者が希望するサービスを「提供できている」（「十分提供できている」及び「どちらかといえば提供できている」の合計）と回答した事業者が97.0%と前回調査の88.5%より8.5ポイント増加しています。

利用者にサービス提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」が36.4%と前回調査の42.6%より6.2ポイント減少し、「休日（土・日・祝日）や早朝夜間の対応が難しい」が28.8%と前回調査の34.4%より5.6ポイント減少し、「申込数が多く、利用者の希望するサービスが提供できない」が24.2%と前回調査の13.1%より11.1ポイント増加しています。

(3) 災害時の備えについて

災害時の準備として実施しているものについては、「避難行動計画や災害発生時対応マニュアルの作成」が78.8%と前回調査の68.9%より9.9ポイント増加し、「地震・水害などの災害（火災を除く）を想定した避難訓練を実施」が71.2%と前回調査の68.9%より2.3ポイント増加、「緊急連絡網の作成」が71.2%と前回調査の59.0%より12.2ポイント増加しています。

また、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」については、「協定を締結している」が30.3%、「締結していない」（「以前は協定を締結していたが、現在は協定を解約している」及び「協定を締結したことはない」の合計）が66.6%と、締結していない事業所の方が多くなっています。

なお、協定を解約、もしくは締結していない理由については、「災害発生時に福祉避難所として開設するための職員の確保が難しいため」が50.0%と最も多く、次いで、「通所系のサービスを実施していないため」が31.8%で、「福祉避難所としての役割や運営方法などがよくわからないため」が22.7%となっています。

今後の締結の意向については、「引き続き協定の締結を継続する」が28.8%、「事業所の体制が整い次第、協定を締結したい」が25.8%、「協定の締結は考えていない」が40.9%となっています。

(4) 地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点については、「登録している」が27.3%、「登録していない」が72.7%となっています。このうち、登録していない理由については、「地域生活支援拠点の名称・内容は知っているが、事業所として役割を担うことが難しいと感じるため」が41.7%と最も多く、次いで、「地域生活支援拠点の名称は知っているが、内容がよくわからないため」が20.8%、「地域生活支援拠点を知らなかったため」が18.8%となっています。

また、地域生活支援拠点に期待する機能については、「緊急時の受け入れ・対応」が50.0%と前回調査の59.0%より9.0ポイント減少し、「地域の体制づくり」が47.0%と前回調査の63.9%より16.9ポイント減少し、「相談支援機能の充実」が36.4%と前回調査の54.1%より17.7ポイント減少しています。

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査報告書(概要版)

発行年月 令和8年3月

発行・編集 浦安市役所 福祉部 障がい事業課

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

TEL : 047 (712) 6398 FAX : 047 (355) 1294
